



《会計・税務の知識》 申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて

はじめに

最近、税務署に紙で申告書等（控え含む）を郵送で提出した際、ある書類が同封されるようになりました。

今回は、「申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて」のご紹介をいたします。

1. 概要

税務署へ申告書等を郵送で提出する際に、申告書等の控えと一緒に、返信用封筒を同封しておくことと收受日付印を押した書類が後日返送されます。

窓口提出の場合でも、控えを持参することで收受日付印を押してもらうことができます。

国税庁においては、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（DX）を進めているとのことです。

こうした中、e-Tax 利用率は向上しており、今後も e-Tax の利用拡大が更に見込まれることや、DX の取組の進捗も踏まえ、令和 7 年 1 月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないことになりました。

2. 申告書等の正本（提出用）の提出について

令和 7 年 1 月からは、書面申告における申告書等の提出（送付）の際は、正本のみを提出（送付）することになります。

申告書等の控えには、收受日付印の押なつは行わないようですが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をしていただくこととなります。

3. 申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法について

① e-Tax による申告・申請手続

e-Tax での電子申告の場合、送信された申告データの受信通知がメッセージボックスに格納されます。受信通知では、申告書等を提出した者の氏名または名称、受付番号、受付日時等を確認することができ、その通知書が申告の証明となります。

また、受信通知から電子申請等証明書の交付を請求することもできます。

※個人の利用者が受信通知を確認する場合、マイナンバーカード等の電子証明書が必要です。

② 申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）

所得税の確定申告書、青色申告決算書及び収支内訳書について、書面により提出している場合であっても、パソコン・スマートフォンから e-Tax を利用して PDF ファイルを無料で取得することができます。

※マイナンバーカードが必要です。

③ 保有個人情報の開示請求（個人のみ）

税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます。

※手数料は 300 円（オンライン申請の場合は 200 円）です。

④ 税務署での申告書等の閲覧サービス

税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。

⑤ 納税証明書の交付請求

納税証明書の交付請求を行うことにより、確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額又は未納の税額がないことの証明書を取得することができます。

※手数料は、税目ごと 1 年度 1 枚につき 400 円（オンライン申請の場合は 370 円）です。

おわりに

現在、申告書等を紙で申告されている方もいらっしゃると思います。これを機に電子申告の使用を検討してみたいはいかがでしょうか。

出典：国税庁 HP

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>

（担当：広地）